平成26年保険業法改正後の動向について

小野寺 千世

１．平成26年５月23日に「保険業法の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）」が成立し、本年２月には、金融庁から平成26年改正保険業法（２年以内施行）に係る政府令案および保険会社向けの総合的な監督指針案が示され、平成28年５月末からの施行・適用が予定されています。改正から１年余りの動向について、保険業法における保険会社の機関設計、情報提供義務および意向把握義務について、簡単にではありますが、みてみたいと思います。

２.平成26年の会社法改正にともない、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、保険会社の機関設計について、従来の監査役会設置会社、委員会設置会社（平成26年改正前会社法の名称、平成26年改正法では「指名委員会等設置会社」といいます。）に加えて、監査等委員会設置会社制度が創設されました。

周知のとおり、上場会社等においては、監査役会設置会社、委員会設置会社のいずれかの機関設計でした。監査役会設置会社においては、任意に社外取締役を選任する会社の数は増加傾向にはあったものの、大多数とまではいえず、社外取締役の導入がなかなか進まない状況にありました。監査役会設置会社である上場会社は、平成27年３月の「コーポレートガバナンス・コード」により、少なくとも２名以上の社外取締役の選任を事実上義務づけられ、監査役の半数以上の社外監査役とあわせて社外役員を設置することへの負担感が指摘されていました。委員会設置会社においては、委員会に役員人事や報酬の具体案を決める権限が与えられることへの抵抗感からか、一部の会社を除いてはほとんど導入が進まず、委員会設置会社を採用した会社の中には、監査役会設置会社に再度移行する会社もみられました。

監査等委員会設置会社は、社外取締役の導入を推進するとともに、企業に対する監査能力を高めるための、監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的な機関設計といえます。平成26年の会社法改正を受け、平成27年７月には、一般事業会社の190社余りが監査等委員会設置会社に移行が表明されました。来年の株主総会終了後には、さらに監査等委員会設置会社を採用する会社が増加するとも予想されています。

このような中、東芝の不適切会計の問題が明らかになりました。東芝は指名委員会等設置会社であり、本制度の趣旨によれば、指名委員会等設置会社では、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、過半数を社外取締役とする指名・監査・報酬の３委員会の設置による経営の監督機能の強化および透明性の向上が図られており、企業の不祥事を防ぐために有効であるとされています。それにもかかわらず、運用において問題があれば、結果として不祥事が生じてしまうという一事例です。

保険会社による海外市場での事業の拡大や組織再編が進む折、いかなる機関設計を採用する

ことが最善のガバナンス体制であるか、注目されます。

３．今回の保険業法の改正において、実務に大きな影響を及ぼすことが考えられるのが、保険会社、保険募集人に対して情報提供義務、意向把握義務が導入されたことです。これまで法律上定められていた募集規制は、虚偽の説明等、「不適切な行為の禁止」に限定されていましたが、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現に向け、「不適切な行為の禁止」だけでなく、情報提供義務や意向把握義務など、「積極的な顧客対応」を求める義務を課すものです。

情報提供義務は、保険募集人等が、保険募集を行う際に、保険契約者・被保険者が保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことを求めるものであり、これまで監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」等として提供することが求められていたものが、法令上の義務として規定されます。

意向把握義務とは、保険を募集する際における顧客意向の把握、当該意向に沿った保険プランの提案、当該意向と当該プランの対応関係についての説明、当該意向と最終的な顧客の意向の比較と相違点の確認を行うことを求めるものです。従来、保険業法上は、契約を締結する商品と顧客の意向が合致しているかを確認すること、いわゆる意向確認が求められていましたが、今回の改正により、意向を把握したうえで、提案商品の説明、意向確認などの一連のプロセス（意向把握・確認）が法令上の「意向把握義務」として新たに求められています。また、監督指針において、「全商品・募集形態を通じて満たすべき水準」が示され、主な募集形態について、プリンシプルを満たすための具体的な方法として意向確認も含めたプロセスの例示を設けています。実際には、意向把握・確認の具体的方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、保険会社、保険募集人の創意工夫によることが要請されています。

実務界では、これまでの実務を見直すことが必要となるところ、これまでの実務では足りないのか、足りないとなった場合には、どのような態勢をとる必要があるのか、保険募集の適切な体制整備が迫られることになります。

４．協同組合の共済事業は、組合員が自ら運営することを通じて、組合員に最大の奉仕をすることを目的としており、保険会社とはその目的において異なりますが、一般消費者からは、保険会社の販売する保険契約と協同組合の推進する共済契約とは類似のものとして比較されることも多く、また、個々の契約にはいずれも保険法が適用されます。

上記のとおり、保険に関する法改正についてみてきましたが、共済事業を営む協同組合の根拠法において保険業法の多くの規定を準用しており、同様の問題を含むことが考えられます。協同組合それぞれに特徴があり、その特徴を生かしながら、各協同組合において組合員に資する募集の体制とはいかなるものか、いかなるガバナンスが適切であるかを恒常的に考えることが必要であり、それによって、最善のガバナンスを実現することが期待されます。

（東海大学法学部　教授）